

令和2年第8回置戸町議会臨時会

令和2年11月26日（木曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第58号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第59号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第60号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第7号）

日程第 7 議案第61号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第62号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第10 同意第20号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第11 報告第7号 専決処分の報告について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第58号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第59号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第60号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第7号）

日程第 7 議案第61号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第62号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第10 同意第20号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第11 報告第7号 専決処分の報告について

○出席議員（8名）

1番 石井伸二議員

2番 小林満議員

3番 阿部光久議員

4番 佐藤勇治議員

5番 澁谷恒壹議員

6番 高谷勲議員

7番 嘉藤均議員

8番 岩藤孝一議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長 深川正美

副町長 蓑島賢治

会計管理者 遠藤薫

企画財政課長 坂森誠二

総務課長 鈴木伸哉

施設整備課長 小野寺孝弘

総務課総務係長 鈴木良知

企画財政課財政係長 菅原嘉仁

《教育委員会部局》

教育長 平野毅

《農業委員会部局》

事務局長 名和祐一

《監査委員部局》

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 今西美紀子

議事係長 藤吉勇太

臨時事務職員 中田美紀

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和2年第8回置戸町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 澁谷恒壹議員及び6番 高谷勲議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第57号及び議案第63号。

・同意第20号。

今期臨時会に議会から提出された議案は、次のとおりです。

・報告第7号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例から

◎日程第9 議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）まで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3、議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）についてまでの7件を一括議題とします。

○岩藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました議案第57号、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、私から説明いたします。議案第58号、置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務課長が説明いたします。また、議案第63号、令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）は、総務課長が説明いたしますが、その間の議案で担当の施設整備課長が説明をさせていただきます。

それでは、議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明の前に、経緯について申し上げます。

本年8月、産業振興課内において、商工観光係長の4月の人事異動の際の事務引継ぎ時には前係長より引き継がれていない、北見信用金庫置戸支店、置戸町若者交流センター連絡会名義の通帳を現商工観光係長が発見し、平成30年5月からの出入金の一切の記帳がなされていないことから、同支店で通帳記帳をしたところ、30年6月から本年7月分までの27ヵ月分の若者交流センター使用料、419万7,780円が通帳内に放置されていることが判明いたしました。直ちに上司に報告するとともに、遡って若者交流センターの使用料、納入状況を諸帳簿により詳細に調査したところ、その他にも不適切な事務処理、会計処理の誤りなどが確認されました。9月8日及び15日に前係長に対して聞き取り調査を行ったところ、自分の不適切な事務処理、処理誤りであったことが確認されたところであり、不適切な処理等の内容は、平成30年5月から本年7月までの若者交流センター管理使用料を管理人が徴収し、入金した使用料を通帳内に放置したこと。同期間内の使用料の内、滞納も含めた徴収漏れや退去等の使用料の減額変更処理を行わず、更に滞納となった使用料の年度繰越処理を怠ったこと。使用許可を行っていないながら使用料の算定、並びに納付書の発布等、請求を行わず未納となったこと。以上、3点の使用料、530万243円の不適切な処理が確認されたところであり、本人の聞き取り調査後、滞納者又は未請求の利用者への事情説明や内容証明郵便等で債務の確認、合わせて請求を行い、また、退去による使用料、8万9,863円の減額処理。通帳内の使用料を含めて未納者から徴収を行い、11月4日までに使用料、506万1,430円を一般会計に納入いたしました。残り1件、14万8,950円の未納額は平成30年度分の使用料で未請求の使用料となっております。既に民法の時効が成立しており、当該利用者も支払いを拒否していることから、今後は不納欠損処理

となる見込みとなっております。これにより、11月5日、職員の分限手続きに関する審査会を開催し、同日、地方公務員法及び置戸町の職員の分限についての手続き及び効果に関する条例に基づき、不適切処理を行った当時の担当係長に対し、減給処分、前産業振興課長である副町長、現産業振興課長に対して監督責任から厳重注意を行っております。この事案発生に対し、職員を管理監督する立場の責任の重さを認識し、その責任を明確にするため、今回、自らの処分及び副町長の処分を提案させていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。職員の認識の甘さ、組織としてのチェック機能が不十分であったことなどから、町民の信頼を損ないかねない事案が発生いたしました。大変申し訳ありませんでした。役場全体で再発防止に向け、公金の取り扱いの厳格化や見直し、業務改善、情報共有、チェック機能の再構築、職員研修による教育の充実を図って参ります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（給料の特例措置）

2 町長及び副町長の受ける給料月額、令和2年12月1日から同月31日までの間においては、第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

これは、本年12月の町長の現行給料月額73万円を100分の10減額し、65万7,000円に。同じく、副町長の現行給料月額61万円を100分の10減額し、54万9,000円とするよう改正するものであります。

なお、配付しております、議案第57号説明資料、新旧対照表は、後程ご参照下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第58号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。総務課長。

○鈴木総務課長 議案第58号につきましてご説明いたします。

議案第58号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、本年度の人事院勧告による給与改定に基づくもので、その勧告内容について説明いたしますので、議案第58号説明資料、給与勧告の骨子をご覧下さい。A4縦の一枚ものの資料となります。

本年度の国家公務員に対する給与改定につきましては、人事院勧告が10月7日。1

0月6日に閣議決定がされております。資料中段、2. ボーナスの改定等。少し下のボーナスの改定の内容と考え方をご覧ください。本年の勧告は、ボーナスについて民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を4.5ヵ月から0.05ヵ月引き下げをし、4.45ヵ月とする内容となっております。この勧告内容に準拠する形で条例改正を行うものでございます。引き下げ対象となる手当は、期末手当となり、令和3年度からは、6月、12月、それぞれ0.025ヵ月ずつ引き下げをし、1.275ヵ月。勤勉手当は変更ありませんので、6月、12月、それぞれ2.255ヵ月。年間支給月数を4.45ヵ月としております。

なお、令和2年度につきましては、6月期に期末手当1.3ヵ月で支給済みですので、12月期から0.05ヵ月引き下げをし、1.25ヵ月とする改正内容を附則で規定しております。実施時期につきましては、公布の日から施行となりますが、条例可決後、12月10日支給を予定しております。

また、これに伴う予算措置につきましては、議案第60号から議案第63号で後程ご説明いたします。

なお、置戸町議会議員及び置戸町常勤特別職の期末手当の支給率につきましては、平成19年度人事院勧告により、一般職職員の勤勉手当0.05ヵ月引き上げを行った際に改正を見送った経過がございます。以後の改正につきましても、0.05ヵ月分を据え置いた措置が続いております。本年度、常勤特別職の給与条例を特例から本則に改めたことや給与等の支給に関しては、国や近隣自治体の支給状況を考慮してきていることから今回は、引き上げ、引き下げ改定は行わないことといたしましたので、ご理解とご審議の程よろしくお願いをいたします。

本議案にお戻り下さい。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、先程ご説明をいたしました、令和2年度における支給月数の改正規定となっております。

なお、議案第58号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧ください。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第59号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第59号につきましてご説明いたします。

議案第59号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正概要ですが、本年4月より会計年度任用職員の制度が始まりましたが、その給与等の取り扱いにつきましては、基本的に正職員に準ずる規定としております。本年度の人事院勧告に基づき、先程、議案第58号でご説明したとおり、正職員の期末手当について減額改正を行っておりますが、そもそも会計年度任用職員は、毎年選考により採用されるものであり、4月1日現在の基準で勤務条件の辞令を交付していることから、給与等の遡及改定は馴染まないと判断をいたしました。今回の期末手当の支給につきましては、新年度から改定後の支給率を適用し、当該年度の支給につきましては、従前の例により支給する規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第59号説明資料、置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表をご覧ください。

左が改正案、右が現行となります。

第15条、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の規定に、この場合において、給与条例第15条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合に改正があったときは、当該改正された割合は翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとするを加え、第25条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の規定中、フルタイムの支給条例を引用する改正を行うものでございます。

本議案にお戻り下さい。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第60号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第60号につきましてご説明いたします。

議案第60号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,492万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）により歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第61号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算

(第2号)。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第61号につきましてご説明いたします。

議案第61号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,137万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページ、下段、歳出をご覧下さい。

(以下、記載省略。令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細(第2号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第62号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第62号につきましてご説明いたします。

議案第62号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,447万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)により歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページ、下段、歳出をご覧下さい。

(以下、記載省略。令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第63号につきましてご説明いたします。

議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,737万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページ、下段、歳出をご覧ください。

(以下、記載省略。令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

○岩藤議長 これ、議案第57号から議案第63号までの提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 先程、町長から縷々事案の説明と謝罪の言葉がありましたが、多少重なる部分もあると思いますが、念を押すために私の方から一言申し上げたいと思います。

今回、この議案第57号につきましては、一職員の公金の不適切な事務処理ということで、特別職である町長、副町長の給与の減額の措置ということで、誠に不名誉で遺憾の極みだと思えます。ただ、条例案につきましては、私の方から言及は控えたいと思いますが、今回このような事態に至ったことに対し、次の2点についてしっかりと検証し再発の防止に努めていただきたいと思います。

町長から説明が謝罪の中にありましたけど、1点目はですね、公金の取り扱いについて認識が甘かったのではないかと。現場での使用料の料金の支払いが発生した時点では、速やかに遅滞なく町の指定口座に入金すべきところをですね、別に口座を設け入金させてたこと自体がトラブルの発生の要因になったということをしかりと反省していただきたいと思います。

次に、2点目は、管理監督する立場の者のチェック機能が働いていなかったのではないかと。担当者に任せっきりにして金銭の動きや管理の状況を逐次チェックしていなかったのではないかと。平成30年からということですが、2年前からこういった事態が発生していたということですが、この間、この担当する管理職員、課長職ですが、管理職員の異動があったはずですが、当然、新旧の課長の所管事務の引継ぎがあるわけですが、その引継ぎ時に当然こういった金銭の流れや入金状況を確認し、少なく

も次の新しい管理職、課長さんに引き継ぐことになれば、このようなことは未然に防げることができたのではないかと私は推察いたします。このように現場への指導や管理監督が不十分であったこともトラブルの発生の要因の一つであると思われるので、このことを重なりますけど十分に認識いたしましてですね、役場全体で今回の事案を共有し再発の防止に努めていただきたいと、このように私としての意見を申し上げたいと思います。以上です。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 議員がおっしゃられましたとおり、この事の重大さを十分に認識して、今回、発覚から3カ月を経過しております。この間、この未徴収になった金銭の確保、それから、処理。それから、今後起きないような方策について縷々検討してきております。まさにチェック機能も働いていない、それから、職員の公金に対する考え方の甘さ、これがまさしくその通りだったと思います。再発防止に向けてですね、既にこの公金を取り扱っておりました通帳につきましては、解約をして公金の取り扱いは以後、先程、議員が質問されました通り、直接町の会計の方に納入する方法といたしております。また、チェック機能の充実と事務引継ぎ時の徹底につきましては、再度これからも十分注意をして、課内チェック、若しくは今回のチェック機能は、その課だけではなくて、財政や出納室、この公金を扱う部門全体での総合的なチェック機能の発揮を目指して考えて参りたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第58号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第59号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第60号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第7号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第7号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。13款給与費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 道路橋梁費のところでお伺いをいたします。

勝山地区における雨水対策ということでもありますけども、融雪水の関係で畑から近隣の住宅に被害が出そうになったということが、この3月にあったということでもありますけども、今、道道との協議ということがありましたけども、その工事の内容について、もう少し具体的にお知らせ下さい。

○岩藤議長 施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 勝山公新の地区になりますけども、畑がありまして直ぐ勝山市街地側に住宅が張り付いているような状況です。実際、排水としましては、その住宅の裏手に既存の排水の道があるのはあるんですけども、全て民地内でありまして、公共工事としては一切手を付けるようなことができないような場所にあります。道道の春日置戸線、そちらの方の雨水排水管ということなんですけども、道道の舗道下に600のコンクリート管が2本走ってまして、そこに雨水枡、グレーチングの蓋で一つ付けさせていただきます。大きさとしましては、2メートルまっ角の深さが1,400のものになります。そこから波付加工管で2メートル50ほど伸ばしまして、民地の境界と畑の境界付近に更に枡、もう一つ、2メートルまっ角で深さが1,900のものになります。設けまして、そちらの方を町で工事することといたします。その先の素掘り側溝につきましては、畑の利用者と言いますか持ち主であります、グリーンファームの方で施工してもらおうということで工事を進めていきたいと思っております。以上です。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 施工の方法、今お伺いいたしましたけども、春先の融雪水の量と言いますか、今年に限っては相当な量があったと思うんですけども、この施工することによって改善されるということによろしいですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 今後の道東の雪解け又は降雨などに対しましては、十分飲める量ということで道道の方とも協議を進めて参りましたので、そのように考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。10款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第61号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第62号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。説明員の方はそのまま自席でお待ち下さい。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

---

休憩 10時18分

再開 10時22分

---

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号から議案第63号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 議案第57号で今日、産業振興課長がいないということは、どういうことなんですか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 本臨時会の説明員ではないということで、ここには出席をさせておりません。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 それはちょっと履き違えということでないでしょうか。町長や副町長の処分は、それで終わるかもしれないけども、先程、町長が言ったように、今後こうするよっていうのは課長聞いていないでしょ、どうするのさ。あなたの言ったこと、さっき情報を共有すると言ってましたよね。全然共有されてないじゃないですか。担当課長いなくて、それでは駄目だと思うんですよ。町長が言うことを課長が聞いてないで、後で町長が担当課長に言うにしても、こういう公の場で担当課長がいないっていうのは、僕に言わせたら、町長の言っていることとやっていること違うって怒りたくなる。もう一回聞きますけども、あなたさっき情報を共有すると言ってましたけども、担当課長から本当は聞きたいんですけどもね、管理人の仕事はどこまでやっているんですか。担当者与管理人との間に、どういう取り決めがあったのか、そういう話をしたくても担当課長いなかったら町長説明できないしょ。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 この後段の質問の部分でいきますと、今までしてきた徴収のシステムについては十分、私、副町長、審査委員会の方でも調査をいたしまして承知しておりますので、質問には一定程度お答えられると思っております。それから、この場に産業振興課長がいないということにつきましては、情報共有がなされない、これが一つの証ではないかということでございますが、この3ヵ月の間、ずっとこの案件につきましては、産業振興課長、それから、現商工観光係長とも十分話し合いを行った中で取り進めて参りました。今回の議会につきましては、私が代表して謝罪をさせていただくという立場で産業振興課長の出席は見送ったところでございますので、ご了承いただきたいと思います。内容につきまして不明な点がありましたら、再度お答えしたいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 さっき言ったように、町長の謝罪は分かりました。だけど、これから業務を進めて、内部の話はいいですよ、それで。だけど、議会との間では細かい話っていうのは、一つもされていませんよね、ただ協議会あっただけで。だから、こういう議会のあった時に、公の場できちっとこういうふうにするんですよっていうものを出してもらわないと、ただ口頭で言っただけでは、チェックできないんですよ。議会の機能っていうのは、全然働かないんですよ。ただ言葉で言って、それで終わりました、何やってんのよ、お前ら出てくると思うんですよ。だから、役場の内部でやって、今後こうするよっていうのをきちっと文書で出して下さい。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 改善した内容につきましては、後程、議会の方に提出をさせていただきたいと思いますが、不明な点があれば、どうぞご質疑いただければと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

町長。

○深川町長 管理人の役割は、従来ですね、若者交流センターに短期利用者の料金を徴収しましたら、それを一月まとめて、先程申し上げました、通帳の方に入金をしておりました。この30年6月以降、以前はその入金された金額を毎月、産業振興課長の名前で町費の方にまとめて収納をしていたという経過でありましたが、先程申し上げました通り、30年6月以降の徴収した分につきましては、管理人が通帳に入金をしたにもかかわらず、担当職員が町への会計収納を怠ったということが大きな要因でございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林委員 何回も申しませんが、改善される改善点を文書で一つ議会の方に報告をお願いします。宜しくお願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 改善計画、それから、今既に改善した点につきましては、議会の方に書面でご報告したいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)についてまでの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第57号から議案第63号までの7件について討論を終わります。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第57号から議案第63号までの7件について討論を終わります。

これから、議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）についてまでの7件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第57号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第57号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第58号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第58号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第59号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第59号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第7号）から議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括して採決します。

議案第60号から議案第63号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第60号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第7号）から議案第63号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの4件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 同意第20号 置戸町農業委員会委員の任命について

○岩藤議長 日程第10 同意第20号 置戸町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、同意第20号 置戸町農業委員会委員の任命についてであります。

同意議案を説明する前に経過を申し上げます。

置戸町農業委員は、前農業委員の任期満了により、本年6月26日開催の第6回置戸町議会定例会において、委員13名の同意をいただき、7月20日に任命を行ったところでございます。しかし、8月7日に井上雅明委員より辞職願の提出があり、農業委員会議により辞職の同意がなされ、8月20日付で辞職を承認し、1名欠員となったところであります。農業委員会活動の停滞を防ぐために、置戸町農業委員会の委員の定数に関する条例及び委員選任規定第9条の規定により欠員補充が必要との判断から、10月1日から公募を行ったところ、1名の応募があり、候補者評価委員会から11月12日、的確である旨の報告を受け、本議会に同意案件の提出に至ったものでございます。

それでは、議案を説明いたします。

置戸町農業委員会委員の任命について、次の者を置戸町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。氏名、小建一彦。生年月日、昭和・・年・・月・・日の満60歳の方でございます。

参考までに、小建氏の略歴を申し上げます。昭和53年、美幌農業畜産課を卒業し、その後、家業の農業に就農してございます。平成元年、父親の小建留雄氏より経営移譲がなされ、平成14年認定農業者に認定されてございます。現在の経営は、後継者と共に川南で酪農専門の経営者となってございます。経営面積は、28町3反、飼育頭数は育成を含めて84頭の経営規模となっております。

以上、小建氏の略歴を紹介いたしました。

以上、小建一彦氏を農業委員として任命いたしたく、議会の同意を求めますので、よろしく願いいたします。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第20号 置戸町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第20号 置戸町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◎日程第11 報告第7号 専決処分の報告について

○岩藤議長 日程第11 報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第7号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配付のとおり処分の報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

---

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第8回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時38分